

(第九部)

第四十五回

參議院商工委員會會議錄第

第二十七号

三七七

委員の異動		四月二十五日委員田畠金光君辞任につき、その補欠として曾祢益君を議長に おいて指名した。	
午前十一時十四分開会		本日委員吉田法晴君、曾祢益君及び加 藤正人君辞任につき、その補欠として 森元治郎君、田畠金光君及び奥むめお 君を議長において指名した。	
出席者は左の通り。		藤正人君辞任につき、その補欠として 森元治郎君、田畠金光君及び奥むめお 君を議長において指名した。	
委員長	武藤 常介君	赤間 文三君	○石油業法案内閣提出、衆議院送付)
委員	佐藤 基君	劍木 亨弘君	○下請代金支払遅延等防止法の一部を 改正する法律案(内閣提出、衆議院 送付)
委員長	武藤 常介君	中田 吉雄君	○不当景品類及び不当表示防止法案 (内閣提出、衆議院送付)
委員	佐藤 榮作君	牛田 寛君	○委員長(武藤常介君) これより商工 委員会を開会いたします。
國務大臣	通商産業大臣	大泉 川上 小林 英三君	本日は、石油業法案、下請代金支払 遅延等防止法の一部を改正する法律 案、不当景品類及び不当表示防止法 案、以上三案の審査を行ないます。
政府委員	公正取引委員長	川上 小林 吉武	○委員長(武藤常介君) 委員の異動が ありましたので御報告いたします。
会事務局長	公正取引委員長	近藤 信一君	昨二十五日田畠金光君が、本日二十 六日吉田法晴君がそれぞれ委員を辞任 され、その補欠として曾祢益君及び森 元治郎君が選任されました。
中小企業庁長官	通商産業大臣	塚本 千速君	○委員長(武藤常介君) それでは、ま ず、石油業法案を議題とし、質疑を行 ないます。質疑のある方は順次御発言 を願います。
	通商産業省 鉱山局長	佐藤 亨君	○中田吉雄君 佐藤大臣にお尋ねする 前に、ちょっと川出鉱山局長にお尋ね しますが、昨年十二月にエネルギー懇 談会に第一次案が出来まして、そうして 最終案をいただいているわけですが、
	通商産業省 大臣房長官	大堀 弘君	新聞紙上にそれまでたびたび各界の意 見を聞きながら何次案と発表されたよ うでしたが、一体これは、最終案は第 何次案になるのでしょうか。
	通商産業省 大臣房長官	川出 千速君	○政府委員(川出千速君) 何回も何回 も修正をいたしましたものですから、 通産省の中で、第何次案という表現で やつておりませんものですから、正確には記憶しておりませんが、八回か九 回くらい修正をしたかと思います。
	通商産業省 大臣房長官	佐藤 亨君	○中田吉雄君 業界もだいぶ混亂しま して、ひとつすれば流産するのでは ないかというふうにも思われました が、佐藤大臣、川出鉱山局長以下の御 努力でまあ成案ができましたことにつ いては、私は粘り強い慎重な努力に対 しては敬意を表するものですが、た だ、業界の反対を調整しながら本法案 をまとめられるために、重要な点がほ とんどまあ骨抜きになつたじやない か。たとえば、この法律から、他のエ ネルギー源との調整はかり云々とい う点を削除して、石炭とは関係がない、 それから定義におきまして、石油価格 等を本法の適用外とするなどを明確に し、あるいは石油輸入業を許可制から 届出制にし、販売価格変更の勧告権を 削除し、あるいは石油販売業を届出制 にし、立ち入り検査権を除いてしま う、再検討条項を新たに加えられる。 私、まあ、手に入りました案の対照表 を作つてみて、非常に重要な点が抜か れている。こういうふうになりました 一つの原因は、近代国家において、經 済政策で國家が何をなすべきかという

点について、やはり少しわれわれと認めたいと思うのですが、あとでも申し上げたいと思うのですが、そういうこと活だというようなことにおびえて、そなつたんではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 今回の業法、これを出すに至りまして、いろいろ経過をたどつておる、いわゆる扱い方に非常な後退ではないか、こういうことですが、これはもう当初から、私どもがエネルギー懇談会の報告を取り入れて、そうしてこの案を取り組んだ当初からの実は問題でござります。申すまでもなく、自山経済、これを建前にした資本主義経済のものとの立法だといふこと、そのワク内において一休何をなし得るかということをございまして、本来の思想も、後退も前進もななく、その点はまことにたんたんとしたつもりでございます。ただお話をありますごとく、エネルギーの問題で石油だけではいかぬだらう、エネルギー一般についての問題として取り組まなければならぬだらう、こういう御指摘は、私どももこれは首肯できるのでございまして、業法は業法としてこしらえますけれども、別途の方法で総合エネルギー対策樹立の方法を考えていく。各部門別のものはございますが、それを、総体を結びつけた場合に、そこに衝突がない、その工夫は一応したつなりでございます。

○中田吉雄君 こういう席で申し上げるのはどうかと思うのですが、社会党においては敵意を表するのですが、大臣を見て、その偉大な政治力、議見等基盤に立つというこの二つについて、少し私たちは懸念をする点があるわけあります。まあライバルと称されておりますかどうか知りませんが、其座園に對しては、河野さんと少しえアシスが変わつてゐる、これはけつこうだと思いますが、その点はおくとしましてです。私はやはり資本主義を前提とされながらも、あまりにも古典的な自由経済に顧慮され過ぎてゐるのじやないか。きのう上原さんが、社会党は古典的な社会主義にまださよよつてゐるといふようなことを言われましたが、私はやはりそれと同じようなことを言えるんではないか。少なくとももつと資本主義の延命のためにも、資本主義を強化していくためにも、私はやっぱりもう少し考え方、近代国家において、やはり経済発展のためにになすべき役割といふものをもう少し重視していなくて必要があるんではないか、こういうふうに思うのですが、どうも上原さんが社会党を古典的な社会主義に拘泥していると言われたのと同じだということが言えるんじやないかと思うのですが、少しそのワク内という問題をやることはつきりしていませんと、今後石油のエネルギー総合対策を立てるのも、やはり問題が起きるんではない

うことになるんですが、一体そらしますと、この法律の第三条を運用するためにも、総合的なエネルギーに対する基本的な態度が必要だと思うのですが、その基準は一体どういうことでしょうか。お尋ねします。

○国務大臣(佐藤禦作君) いずれあとで局長から実情はお答えいたしたいと思いますが、中田さんと私どもの考え方の相違といいますか、今のような御意見が出てくるとだんだん明確になつてくるんです。たとえば、一つの総ワクを考えて、それでその位置づけをする、こういう行き方もあると思います。しかし、私どもの行き方はそうじやなくて、個々のものを自由な立場において、腕はどこまでも伸ばして、羽は伸ばさしていく。しかしてそれを伸ばすときに、これはもう自由勝手ではいかぬですよ。いろいろあちらこちらに差しさわりがあるので、そういうことを考えましょうというのが実は私どもの考え方なんですね。ですから、ただいま新聞の切り抜きの中尾君のお話を出されましたか、これと、ものの考え方方が非常に相違いたしておるわけですね。だから、たとえば今の二条の書き方あるいは三条、四条の書き方等にいたしましても、原案のほうがいいじやないかと言われますが、原案のようだといふのがあるわけですから、そのよさを取入れるといつても、それは無制限に取り入れられませんよ、それはある程

度の制限をやはり受けざるを得ない。ここにまあ國の、あるいは全体としての考え方方が反映してくるんですよ。こういうことが実は申し上げたいのですが、あります。だから、基本的の考え方方が、ちょっとニュアンスが違つておる。そこで行き方についての御批判があるんまあただいままでのこの点がいわゆる資本主義経済を基盤にしておるという考え方から、私どものような立法の方法に向かわざるを得ないわけです。しかし、そういうものか個々のものについての積み重ねがだんだんできて参りまして、これはやはり国会体としてはお互いに競合し、お互いにぶつかるものをいかに調整をとるか、もう一つ別な方向からこれを見ていく、こういうことが実は望ましいじゃないか、その根本的の考え方方が相違しておりますから、やっぱり同じポイントに立つて御批判を願わないとちょっと困るのじやないかと思うのです。

も、やっぱり総合エネルギー政策の重要性を説いているのです。その個別と総合をどう調整するかということが必要ですが、もうすでにこの法律を公布して、政令を出してからとにかく三ヶ月以内に実施するには、一体この供給計画を立てる基準というものは、やはり石油・石炭・火力・水力発電、あるいは国産原油、ソ連原油、アラビア、スマトラといふようなものに対して、どういう基本的な定木を持つていいのかということなしには、この基本供給計画というものが立たぬのじゃないかと思うのです。非常にまあこれは急ぐので、とにかく「この法律は、公布の日から起算して三ヶ月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。」ということになっているのですが、非常に早い、夏ごろにはなってしまふ。そういう意味からいって、すでに個別対策を深められながら、それらとの関係において、あらゆるエネルギー源に対して、今の時点で少なくとも集大成されたものを持っておられぬと、この法律の実際完璧な運用がなかなかできぬのではないか、こういうわけなんです。だから、今どういう定木が準備されつつあるか、こういうことなんですね。

ましては、長期的な見通しとしましては、先ほど大臣の言われました所得倍増計画において、一応の将来のエネルギーの姿というものが想定されておるわけでございますが、年次別の姿といふものは、結局今後の経済成長の推移、その一環としての鉱工業生産の伸び等とも関連して石油の供給計画というものを定めるわけでござります。これは今後におきまして、鉱工業生産の見通しとあわせて早急に検討をいたしたい、かように考えておる次第でござります。

○中田吉雄君 衆議院の商工委員会ですか、池田総理大臣もこの問題で発言しておられるようですが、この総合対策を立てるための機関ですね、そういうものの構想、それはいつごろできつて、どういう構想でやられるものか。これは法律に基づいてやるのか、これまでのような佐藤迎産大臣の私的な機関としてやるのか、そういう点について大体のスケジュールなりをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(佐藤栄作君) 今通産省には通産省設置法に基づく産業構造調査会というものがございますが、この中の総合エネルギー部会、これを強化してただいま言われる総合エネルギー政策の審議機関にしたい、かように実は考えておるわけでございます。

ところで、一部ではこれを内閣の機関にしたらどうかというお話があるわけです。単独のものにしたら……。ところがエネルギー源は、これは全部が全部通産省所管ということに実はなるわけです。原子力自身はこれは科学技

くアクシデントはない、異常事態はないという前提にこれは立つているわけなんです。これを見ますると、現在の世界の原油需給の供給過剰の状態にあり、北アフリカの油田の開発、ソ連原油の進出等を考えて、長期に、そういう状態だから安定的確保はできる。アラビアやイランや、あるいはスマトラ、サハラの原油があるから安定的な確保はできるという前提に立っていると思うのですが、これは私は、それなら自民民主党が今度提出された予算を見ても、防衛費は、これはそういうことのために、私はセキュリティーの問題とは言わないが、三十六年度は千八百九億円であったものを三十七年度は二千五十七億という安全保険費が組んである。私はイランやクエート、あるいはサウジアラビアにあるということ、それが安定的に供給ができるということは、それはスエズを見てもなかなか言えないじやないか。さらにまた、石油業法がてきて、けつこうですが、もし何もなしに自由化を迎えてしまつて、そして国際石油資本が石炭産業に重大な打撃を与える、あるいは国産原油、あるいはアラビア等の準国産原油に致命的な打撃を与えてしまつて、そういう状態で、安定的に、長期に確保するか。特に、安定的に、長期にこの原油を確保するという目的と、三十七年度予算に、事態を考えて、防衛費を二千億も組んでおられるごとに矛盾するじゃないか。私は、国民経済研究所の、前に海軍の動員計画を立てた人に聞いたのですが、事が起きたらしまいかだ、日本の海外に依存しておるいろいろな、エネルギーを初め、資源から、

ということなんですが、そういうことと矛盾するように、特に、私は、この国民所得倍増計画の石油の供給の安定的確保といふことは、あちこち、推定埋蔵量、確定埋蔵量もたくさんのあるから、大丈夫というような前提に立つて、これは、やはり世界連邦でもでききて、問題が起ころぬということなら別ですが、この第一条の一一番大きな目的を達する手段を私は欠いているじゃいかと、願望、期待に終わっているのじやないかと思うのですが、その点はいかがですか。

勢であれば、それは外國からの支配をいろいろ受けことになりますよ。しかしこれが純然たる防衛的なものであるなら、それは、その意味においての協力は、私は望み得ることだと思います。だから、問題は、その日本の國のあり方といふ基本的なものが、やはり世界平和の方向において協力し、その方向において働くといふ、貢献するということがはつきりすれば、本来、経済性を持つ油をとめるということはあり得ない。それまで考えるのは、少し感情にとらわれ過ぎた、島国根性の考え方じやないかと、実は思うわけです。ことに、これは石油ばかりじゃなく

○中田吉雄君　社会党の外交政策から
いえは、佐藤大臣の言われるような期
待を持つておつてもいいと思うので
す。私は、まあ、セキュリティという
言葉よりも、スタビリティという言葉
のほうがいいと思う。どちらも安全保障
というものは、しかし私はそういう世界
的な視野に立つと言ひながら、さきに
川出局長や江上參事官が言われたよ
うに、アメリカやイギリス、フランス、
ドイツ、イタリア、まあ、自由諸国の一員
としてやるといわれる國が、第一
次エネルギーというものを、はるかに
日本より高い割合に確保していく、
こういうことをやっているわけであり

をやつた人も、起きたらなかなか佐藤大臣が言われたよろに、鉄鋼にして何にしても、これはほとんど大半を外国に待っているのですから、特に二千億使って、十九万の軍隊を動かすエネルギーになるものが、ただいま言われたような状況で、そういう問題は別に見て、私はあとでもお尋ねしたいと思うのですが、とにかくこの国民所得構成計画のエネルギー部門で、石油供給の安定的確保というものは、ただあちらに推定埋蔵量が、確定埋蔵量になつて、たくさんある。だから大丈夫だろうといふ前提に立っているところは、重大な問題じゃないかと思う。この百

ということなんですが、そういうことと矛盾するように、特に、私は、この国民所得倍増計画の石油の供給の安定的確保ということは、あちこち、推定埋蔵量、確定埋蔵量もたくさんあるから、大丈夫というような前提に立つて、これは、やはり世界連邦でもでき、問題が起ころぬといらうことなら別ですが、この第一条の一番大きな目的を達する手段を私は欠いているじゃないかと、願望、期待に終わっているのじゃないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私はそろは思わないですがね。石油といふもの、なるほどこれは国内にございません。国外にある。しかしその資源を開拓しないで、その国の産業の発展もないわけなんです。だから、必ずそういうものが国際市場に出てくる。これを政治的にとめるとか、あるいは軍事的にとめるとかいうのは、これはよくよくの場合だと思います。だから、国際的経済といふものは、そういう意味で、充り手が強いのか買い手が強いのか、双方がバランスがとれたところに、国際経済の発展があるわけあります。そういう見方のほうがすなほじないかと思っております。ただいま防衛費の問題が出ておりますが、これは、自立しておる国家として、自國の力相応の防衛力を持つということは、これは当然なことだと思います。この石油自身を、あるいは軍備の対象としての石油、う石油自身は意味をなさないのじやないかと、こういうお話をあらうかと思ひますけれども、それが他国に脅威を与えるとか、あるいは侵略的な戦略態勢であれば、それは外国からの支配いろいろ受けことになりますよろしきかしこれが純然たる防衛的なものあるなら、それは、その意味において協力は、私は望み得ることだと思ひます。だから、問題は、その日本の国の方において働くといふか、貢献をして世界平和の方向において協力し、そういうことがはつきりすれば、本来經濟性を持つ油をとめるということであり得ない。それまで考るの、し感情にとらわれ過ぎた、島国根性を考え方じやないかと、実は思うわけないです。ことに、これは石油ばかりじゃありません。日本の産業は、鉄鋼でも、原綿、原毛にいたしまして、外國の原材料に頼つておる。そういう状況でございます。そしてそういうものを輸入しない限り、日本の經濟けり立たない。他國は、そういうものあまりやかましく言わない。これはやはり自國産業の建前から言つているんだから、石油についてなお特殊な考え方をするというのは、これは基幹であるから、そういう意味においてエートは違うでしようし、また来る所也非常に限られるとは言えますが、原材料を外國に仰いでいる日本の産業を、いわゆる自國內における自立化をやつてない。そういうその国の産業は、また非常に不安である。こう思つてしまふことは、よほど考え方が間違つた社会党の皆さん方は、一そろい視野に立つて、経済関係を歸りますが、立だま申し上げるよくな世界的視野のじやないか、私はかように思ひます。ですが、いかがなものでしようか。

○中田吉雄君　社会党の外政政策から
いえば、佐藤大臣の言われるような期待を持つておつてもいいと思うのですが、私は、まあ、セキュリティという言葉よりも、スタビリティという言葉のほうがいいと思う。どうも安全保険論というのは。しかし私はそういう世界観の視野に立つと言ひながら、さきに川出局長や江上参事官が言われたよろしくに、アメリカやイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、まあ、自由諸国の一員としてやるといわれる国が、第一次エネルギーといらものを、日本より高い割合に確保していくよう、こういうことをやっているわけであります。私は、そういう点を十分考慮していただきたいと思うのです。全くそれでは自由民主党さんの立場からいえば、三十七年度予算で二千億から組んで、十九万六千の自衛隊を置いて、一体そこいう際のそういうスタンードで、石油の在庫といらものは、外貨割当券はどちらなっているのですか。そういう点ひとつ、少し事務当局のほうから、外貨割当の際に、一定の基準貯蔵能力を有するというものををして、貯油をさしてあるということですが、どういうふうになつてているのですか。

をやつた人も、起きたらなかなか佐藤大臣が言われたように、鉄鋼にして何にしても、これはほとんど大半を外國に待っているのですから、特に二千億使って、十九万の軍隊を動かすエネルギーになるものが、ただいま言われたような状況で、そういう問題は別にして、私はあとでもお尋ねしたいと思うのですが、とにかくこの国民所得増計画のエネルギー部門で、石油供給の安定的確保というのは、ただあちこちに推定埋蔵量が、確定埋蔵量になつて、たくさんある。だから大丈夫だろうといふ前提に立つてゐるところは、重大な問題じゃないかと思う。この百九ページの、「現在の世界の原油需要は供給過剰の状態にあるが、北アフリカの油田の開発、ソ連原油の進出等を考えると、今後も長期にわたつてこういふ状態が続くのだ」ということに立つて、そうして私はこの石油業法案の第三条の四項、それから十五条の販売価格の標準額を示す。この二つがおもに、そういう事態に備える安定的確保の方法、手段ぢやないかと思うんですが、一体この法律で、そういう安定的確保の手段を欠いて、国際石油資本の善意だけでこの目的を達することができるかどうか、事務当局は一体この需給計画、標準価格等の措置でやれるかどうか、その点お伺いします。

持つておるわけござります。それから業法の問題でござりますが、第三条の供給計画でござりますが、国内の石油の開発ばかりでなくして、現在海外にかけて開発しているいわゆる開発原油といふものがござります。北スマトラの油なりあるいはアラビアの油なり、そういうものについての供給量を、第二条の供給計画の中で推定をして、いろいろとこうすることを考えているわけでござります。

しましたよう、歐米各国とも、アメリカ等も最近は輸入國になつたようです。が、それでもまあ八〇%といふものはガス等も含めましてや、ヨーロッパの各國ともそういうことで、私たちはやはりないことがけつこうで、私たちもそれを望みますが、やはりただいま局長が言われたように、まず第一次的には石油、石炭を採算のベースに乗るよろにしてできるだけ確保し、さらに国産原油あるいはガス、そしてスマトラ、アラビア等のそういう資源をままでできるだけ経済性を無視しないような限度でやることとからんでおらねばいけぬのじやないか。これにはそういうことがないので、私は第三条の四項目標準価格だけでやられるんでは、目的はけつこうですが、手段を失いていいんじやないか、こういうことを言つてゐるんですが、そういう意味を含めてダラダラと社会党が考へてることを申し上げましたのは、実はそういう――特に自由民主党さんが範をとつて協力しておられるアメリカ等でも、石油の輸入については強力な制限措置をとつたりしてやつておるわけで、あまりにも野放した国際石油資本の善意

だけに期待されているんじゃないのか、こういうふうに思ひますが、その点いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮策作答) 石油の使い方は国によつてだいぶ違いますから、日本の場合は純エネルギー、平和経済、そういう観点においての石油だが、と、かように御理解をいただきたい。しかし、アメリカやドイツやフランスやイギリスということになりますと、相当軍事的な考え方があつ右向しているわけですね。その軍事的な問題は別にいたしましても、石油自身が自由が石油の自由競争のマーケットになつてしまつといふことは、産業に非常に影響があるという意味で、これに対する対策を立てなければならぬ。それぞれの国には、それがそれなりのいき方があるわけです。アメリカなどは自国産の石油といふものもありましようし、自国産の石炭といふものもありますし、そういうものがすでにマーケットとして発達している。さらに国外のものが入ってきてマーケットが攪乱されてしまう。こういうことが非常に強く響くだらうと思う。日本の場合には、合エネルギーである石炭であるとかあるいは水力電気等については、いろいろ問題をかもし出しますけれども、石油 자체については、国産石油あるいは国産ガスといふものが非常に少量でござりますから、いわゆる急頭に特に置くほどの値打はない。むしろ国内資源である石炭あるいは水力といふものとの関連を考えべきだと思つ。むしろ日本から外國から入つてくる安い石油、この二つが一番問題になるということを考

えて、日本の経済を発展さすといふことを考えたときに、どういう方法がいいか。自由に石油が入ってきてそうして国際競争のマーケットに日本がなれば、これはなるほど安いものは入ってくるだろう。安いものが入ってくれば非常に有利だとは言えるが、これが国産の石油に、国産の石炭に影響を与える。あるいは外貨支払の面で問題を起こす。あるいは雇用の面で問題を起こす。まあこうしたことになることが、これは政治的にほってはおけないことである。だから、純経済上の原則だけではなく、そこで政治的な考慮が払われるというのが今の考え方でござります。問題は、政治的な考慮を非常に強く反映させず、経済的の原則を強く取り入れるか、とり方はウエートの問題じゃないかと思う。私どもが今までしておりますのは、やはり自由に石油が入りやすいようには考える、しかし、国産の石炭に及ぼす影響を考えてその調整をはかつていくこうというのが今の私ども、これはもう率直な気持ちなんぞございます。私はいろいろああでもない、こうでもないといふ話をいたしておりますが、やはり政治的な問題も一つある。もう一つは、経済上の原則がある。その経済上の原則どおりにもいけない。また政治だけでもいけない。両方をつき合わせるというものが今のが考え方でござります。

で、先ほどからいろいろ御議論ござります。たとえば貯油量が相当なければ非常な危険じゃないか。なるほど一朝事あるときを考えると、今のようになにに頼っていることは、これは非常な心配です。それはひとり軍事上の

問題だけじゃなく、エネルギー源がいかに国に頼つておるだけで日本産業が壊滅するといふような心配もあらうかと申します。将来の問題として國力が十分力を持ってくれば、もちろん国内における貯油の量も、それは適当といふのは考えられるでしょ。しかし、現在の姿のままで、あるいは三ヶ月分を保つことが望ましいとか、あるいは六ヶ月持つことが望ましいと申しましてもこれは簡単には実は参りません。タンクを造つて貯油能力をつくるだけでも、これはたいへんな資本の投下でござりますし、そうすることは原油自身の価格を非常に上昇することにもなります。だけれども、安定というより適正な時油量というものは必要だと、こういふことに必ずなるだらうと思います。ところが、現在ではそこまでの力がないものですから、今言われるようになか月程度のものを持つているというのが現状でございます。この姿が、いつまでも一番望ましい姿だと、かよろに私申し上げるわけじゃないのでござりますから、その点誤解のないよう願いたいと思います。

せながら、なぜこのエネルギー懇談会ののような全体の措置が並んで打たれぬと私はいけぬのじゃないかということを、実は回りくどく言おうとし、そしてそういうことはアメリカでも、欧米各国とも、いわゆる共産主義や社会主義でない自由世界の国が、みんながやつておる。しかもE.E.C.のようなら、もう経済の国境を取つ払つて関税を一〇%ずつ下げていつておる国でも、このエネルギーの問題については、一九六五年ころにならぬと、なかなかめんどうだといふほど、私はそぞろぐるが面で、やはりこの第三条の石油供給計画の点と、それから標準価格の点だけではやれぬじやないか、できるだけ自給度を高めるとともに、やはり一定量の割合を国の支配下に置くといいますか、手の届くような措置をしておくことが必要じゃないか、こういうことを申し上げているわけです。いかがでしょう。

業法を提案したという次第でございま

す。

○中田吉雄君 私もいろいろ業法につ

いて、抵抗も多いし、順次と思つたの

ですが、今の大臣の発言でみますと、

立場をとるん

ですが、一体エネルギー

です。

私は思つておる次第でござります。

はやつぱり党のエネルギーの基本政策

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろ言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろ言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろと言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろと言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろと言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろと言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろと言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろと言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろと言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろと言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろと言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろと言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろと言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろと言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私

は、今大口消費者である電力、鉄鋼

等でいろいろと言われる、私はまあ、土

屋さん、欧洲エネルギー政策の調査團

で歸つたのを見ますと、大体ここ

に低廉といふ

こと

書かれておるわけでござります。当初

の案に低廉といふ言葉がなかつたわけ

でござりますけれども、消費者の保護

をはかるというような文句も入つてお

きましたが、その点、少しお伺いした

い。

○中田吉雄君 くどいようですが、私は、いろいろなところに見ておるわけでござります。

○政府委員(川出千速君) 諸外国におきましても、石油の問題なりエネルギーの問題を議論いたしましたが、安ければ安いほど、高ければ高いほど、それが、最も重要な問題になります。

○中田吉雄君 低廉の問題ですが、これにはやはり経済性という言葉を使つて、まあ低廉よりこのほうがいいじゃないかという感想がするんです。低廉だけというより、西欧では産炭地域を中心として、いろ

うです。

○説明員(江上龍彦君) エネルギー・コス

トについては的確な資料がなかなか

ありますけれども、御

資料になります。昭和十三年が工業統計として一番新しいものであります。三十三年の数字を申

上げますと、生産額、これはもちろん

付加価値額も含んだ生産額に対するエネル

ギー・コストは、輸出で、これは

製造業の平均でございます。電気とか

石油などは三・七%、その内訳は、石油

ストは三・七%、それはから電力

の使用、これは金額でいざれもあれ

ておりますが、電力が一・五%、合わ

せて三・七%、その前の昭和三十

二年も燃料と電力の比率はやや違います

が、合計額はやはり三・七%というよ

うのが、日本の製造業のエネルギー・コ

ストになっております。

○中田吉雄君 引用して次々に恐縮で

すが、日本では国際競争力を強めるた

めに、安ければ安いほどいい、日本で

エネルギー・コス

トといふこと

立場をとるんですが、一体エネルギー

コストといふものは、どうなるんで

しょうか。その点、少しお伺いした

い。

○説明員(江上龍彦君) エネルギー・コス

トといふことは、的確な資料がなかなか

あります。昭和十三年が工業統計

として一番新しいものであります。三十三

年の数字を申しますと、生産額

は、石油と他のエネルギー源との調整

が非常に重要だというふうに考えて、あ

るだけ自給度を高めていく、こう

いう點でその問題について、

のですが、どうなんでしょう。安ければ安いほどいいじゃないか、そろすれば国際競争力が強まって、日本の貿易が発展するんだ、というような考え方で、どんどん下げていって、日本のシェアーを国際石油資本が占めていく、まあ九割占めている。そういうことをしてしまっても、低廉な価格が、その後にも保証されているでしょか。その見通しはいかがでしょうか。

○ 説明員(江上龍彦君) 低廉というのが石油業法の目的になつておりますけれども、ここにあります低廉といふ意味は、決して出血競争をして企業が立っていくかないよな意味の低廉……。

これは長く続く低廉じゃなければ安定でないわけですが、安定を含んだ低廉、つまり企業採算のとれる範囲内で低廉ということを意味していると私は考えております。

それからエネルギー・コスト自体

をされて、ただこの法律だけでは、私は、さきに申し上げましたようなエネルギー懇談会が答申といいますか、結論を出しておられるような措置なしには、一時的には安いが、自由化後のシェアードを一定の割合を占めてしまつたから、国際カルテルの何で上げることがないものでしようか。それはこの標準価格を示したりするようなことで、大体コントロールできるものでしようか。その点はいかがでしよう。

○政府委員(川出千速君) 石油業法案の基本的ななまえと申しますが、骨組みは、長期的な供給計画を作る見通しでございます。

それから石油精製業の許可制をとつて、むやみな乱立は抑えていきたいということを考えております。その次に、設備の新增設の許可制をとつてお

○中田吉雄君 今この精製業の諸問題等を言われましたか、私はむろそらいう点からいうと、この輸入業の許可制のほうがいいんじゃない。むしろ精製業は、もう今でもフルには運転していない、操業していないでしょう。相当余裕もあるのでしようが、許可制を非常にきらつた業界も、このほうの許可制は好んでおる。私はむろそらく的な、低廉な、ダンピング等を防いでいくという上には、むしろ輸入業の許可制がよかつたのじゃないか。そのほうが届出制になつておるのですが、その点はどうでしよう。

○政府委員(川上千遠君) 私から從来の経緯を多少申し上げます。ただいまお話をございましたように、大分県の鶴崎で埋め立てをやりまして、ここに石油精製業だけではなくて、石油化學も含めまして、あるいは製鉄工場の誘致その他の大きな立地計画があるわけでございます。九州石油はもう大分前に、一年以上も前に設立されておるわけでございます。土地の手当もできておるわけでございます。事業計画もだんだん具體的になつてきておりますので、現在事務当局としましては、その内容を検討しておる段階でござります。まだ結論が出ていないわけでござります。

○中田吉雄君 安定を含む低廉といふことで、意図はわかりますが、私はそういうふうに、石油業法を嫌う人を、そういう人を融和するためにというこ

○國務大臣(佐藤榮作君) ソ連原油の
問題ですが、日本に参つておりますソ
連原油は、いわゆる東欧諸国に対する
よりも非常に安く入つておる。これは
価格にして、まあ相当安いものでござ
います。また日本に入つてきておる國
際原油の価格などもすちまぢでござい
ますが、やはり安いものが入りますと、
大体それに右にならえしていくとい
う状況であります。ところでまた原油
には、それぞれの特質がありまして、
ガソリンがよけい出るとかあるいは重
油になりいいとか、あるいはまた硫黄
分が多いとか、いろいろ成分等の関係
であるか、お伺いしたい。

産力のうちわずかに「%じやないか、そのエネルギー・コストの質問をしたときに、たつた「%じやないか、その%くらいなコストがかりに、重油発電に切りかえて一割安くなつてみたつて〇・一%じやないか、あるいは二割高くなつても〇・二%じやないか、だのに、日本で〇・一%や〇・二%のことなどが非常に問題になつていることがふと落ちない、まあ安くれば安いほど永久的にそなねばいいわけですが、そういうふうに見て、まあこれは電力や鉄鋼では、そもそもいかぬですが、私は低廉などいう言葉が、非常にむしろ健全な石炭業界の安定といふものに、必ずしも好結果にならぬじやないかと、いうふうに一部では見ている人があるのですが、どうなんでしょう。安ければ

は、まあ一%ぐらいの問題だから大したことじやないじやないかといふ意も、エネルギー・コストだけをとつてみますと、あるいは日本の場合でも三・七%で、かりに一割違つても〇・三七%ですか、大したことはないかも知れませんけれども、国際競争力といふのはいろいろな要素の組み合わせでございまして、たとえば金利を比較してみますと、ヨーロッパのほうははるかに安い。エネルギー・コストはまた外国より非常に高い、というようななことになりますと、そういうものが相乗されまして、国際競争力に非常な影響を及ぼしてくるわけでござります。そういう意味で、安定的な低廉が望ましい、かように考えておるわけでございます。

りまして、非常に過大な設備を作つて稼働率を下げ、コストを高めていくというようなことのないよう、事業に見合つて適正な設備ができるいくようにという運用をするつもりであるわけでござります。

それから標準額がございますが、これは不當に暴騰したり、あるいは先ほどもお話をございましたよな安ければ安いほどいいというものではなくて、不當に下落をしたような場合には、政府は標準額を公表をして、これは拘束力はございませんけれども、一つの基準を示して企業の指針にしたいというようなことを法案の中でとつておるわけでござります。この法律の運用によりまして、ある程度の効果と申しますか、相当の効果があるというふうに考えております。

石油精製業に与える影響等、それから關稅の問題もござりますが、未検討の部分がありますので、自由化は、当分は見送らうということにしておるわけでござります。したがつて輸入業の届出制でござりますけれども、自由化を見送るということになりますと、さして影響はないのではないかと考えるわけでござります。

○中田吉雄君 ついでですが、石油精製業は許可制ということになつておるのですが、これは今九州の鶴崎なんかでやつておるようなことは、まだこれはしていないのですが、別な角度からか、なかなかか許可にならぬ。すでにこの法律が通ることを予定して許可にならぬのですか。この点佐藤大臣いかがでしよう。すでに陳情等もあつて御案内だと思うのですが。

ともないのですが、そういうことに悪用されるおそれもあるんじゃないのかと、いろいろに考えますが、見解の相違ですか。

そこで、佐藤大臣にお伺いしたいのですが、私はエネルギー懇談会が、いろいろ答申をされているように、この石油策法ともう一つ特殊原油の対策をなしには、私はやはり安定的な、かつ低廉な供給は確保できぬのじやないかという点で、そういう点でまあこの法律を通しておいて、その次に、順次関連した措置をとられるだらうと思うのですが、私はやはり、安定的なかつ低廉な供給を確保するためには、まずソビエト石油というものについて評価しないからならぬし、対策をきめなくちゃならぬと思うのですが、ミコヤンが来、その他今も、たしかソビエトか

こともあります。なかなか単味精製といふことも困難な、むしろブレンドしたほうがいいというような話もあるわけですね。そういう意味で、ソ連原油の特質としては、これは軽質の油というふと、価格が安いということで、一部非常な人気を呼んでおる。ところで、日本ソ連の貿易の額を見ますと、輸入超過に実はなっております。日本側では通常取りきめをいたしまして、大体バランスのとれる貿易をしようとする形で、総体の貿易量もふやしていくが、まず日ソ間の貿易のバランス、こういうことで話し合いをし、三十七年度の取引の取りきめもできたというふうであります。その場合に、三十七年度のソ連原油は、一体幾ら入ってくるか、前年の輸入量に対して国内の自然増分程度が、この三十七年度に取り組めをせられた数量であります。したがいまして、ただいまのことをもう少し別な見方で申せば、日ソ間の貿易のバランスをとるという建前に立って、そうして油以外にも、ソ連から買うものはござりますから、油の限度を自然増加量、その範囲にとどめる、かように御了承をいただきたい。

抜きを見ると、非常に用心深い態度でございますが、これは原油と重油と両方入っておりまして、三十六年度の当初の見通しは百七十万トン——ソ連の場合は、トンで計算をしておりますが、ございましたが、実際に上って参りますのは、約三百万トンでございます、原重油を含めまして。ソ連の油の値段でございますが、ソ連の原油の値段はC.I.F.建になつておりますので、会社によつて若干の相違があるようですが、平圧いたしますと十二ドル五十セントくらいで、円で申し上げますと、一キロ四千五百円くらいでござります。

○中田吉雄君 貿易協定でできたのは。

○政府委員(川出千速君) 三十七年度の貿易協定の数字は千四十万トンの量でござります。これは私、おそらく自由諸国の中ではイタリアに次いで相当の大量の輸入国ではないかと考えております。

○中田吉雄君 これまでの市場の一定の構成がありますから、急激な何も問題だと思うのですが、たしか佐藤大臣とは折衝があつたと思うのですが、パイプラインを敷設してやるという構想で、何かソビエトは三十八年から着手して四年で完成する、口径二千八インチで、その钢管ですか、パイプが六十万トン、一億二千万ドル、それでそ

の際のナホトカ渡しが十ドル、それだけのパイプ施設をやると、とにかくパイプで二千五百万トン輸送しないとペイしない。そしてそのうち一千萬トンか一千五百万トンをシベリアの開発と北鮮、中国に充てて、日本に一千万トンくらいですか、一千五百万トンか、とにかくプラント輸出とパートナーしてくればねかというようなことがあつたということですが、いかがでしょう、この点の交渉があつたでしょ。

○中田吉雄君 まあやりかけましても四年ぐらいかかることがありますし、四十五年には一億トンも要るわけですし、ちょうど出光さんの石油と大猿の仲のアラビア石油は非常に性質的には仲のいい油のようですし、そういうことも考えて、四年後でもありますし、私はやはり長期の安定的な供給を確保し、特に国際石油資本の支配をコントロール、異質なものをかち合わせてやるという手段、そういう手段なしには、私はやはりこの第一条にうたわれたようなことがやれぬのじゃないだろうか、やはりこれは真剣に考えてみられる必要があるのじゃないかというふうに思ひます。ですが、やはり買つてはもらいたいが、油はそろはしくない。もう少し幅のある考え方で、世界で一番需要の伸びておるところですから、第一条の目的を達するために御考慮されたらどうかと思うのですが、いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは基本的な問題として考えて、いわゆる安定的だという意味から申しますと、今東西両陣営の対立、しかも経済的対立をまず考えると、これは非常なむしろ逆に安定がこわれる心配は多分にあるわけでございます。そういう意味もありますして、ソ連の油、これは共産圏の油だから私どもはとらないといふわけのものではなく、先ほど冒頭に申すような協調と競争といいますか、その関係に立ったときに、非常な量をそのほうに依存することは、これはかえって危ないことじゃないか。まだもちろんそういう結論を出しているわけではございません。ございませんが、その辺

○中田吉矩君 まあエニーも一千万トントンは買つていませんが、イタリアでも独占的な国策会社でありますエニーが一手に大量の油を買つてゐる。それでも、ガリオア、エロアはただにちでもらつてゐる。日本は四億九千万ドル気前よく払われるのですが、ソビエトから——アメリカのきらうソビエトからとにかくたくさん買つてゐる。そうちで独占的な利潤をかせがして、その利益でボーグの流域を探鉱して大へんなガスを出す、シシリーア島をやる、南部イタリアの開発をやるといふようなこと、それでもガリオア、エロアは免除されている。しかもソビエトは、最近やはり東欧諸国からヨーロッパにパイプラインを敷設し、スエーデン等もかなり依存し、特に私は本会議の質問でもお尋ね申し上げたのですが、パイプを敷けば、まあその償却もせねばならぬし、敷設してみたつて、それは油が売れぬことは使い道はないわけで、その設備を固定することだけでも、やはり長期安定の供給の一番有力な私は手段ではないか。まあイタリアがやれることを日本がやれないということもないし、そう窮屈にお考へにならぬでもいいじゃないかというふうに思うのですが、いかがでしよう。

の原油などになりますと、イタリアは相当みずから影響下においておる、かように見ていいと思います。日本の場合は、英・米系の石油、これに依存度が非常に強いのであります。そういうことを考えますと、イタリア同様にはちょっとと考えかねる。ここがまあむずかしい点だと、かよろに私は思います。別な例で申しますと、船舶などの使用等につきましても、ただいままでの、制限のある実情でござりますから、そういうことを考えますと、日本の原油のあり方と申しますか、普通の状況のもとの原油なら、これは当方として区別すべき、差別すべき筋のものでございませんから、その主張は当方、これは嚴として持論として主張するつもりですけれども、今、特別な關係ができることはいかがかと、かようには思つておるわけであります。

うのですが、まあその辺、なかなかかと
臣とは見解が少し違うようですか、それではお尋ねしますが、よく安価な
的なコストの安いという、選択の自由
ということを言うのですが、私はまだ
非常に、選択の自由ということは、
れもまた、低廉だということは、
以上買おうとしても、選択の自由がな
い——もとと安いし、一千万トンもあ
ろうとするのだから、三百四十万トン
い、選択の自由ということは、日本の公
米・英の国際石油資本から買った石
炭と石油の自由の選択だけといわれて
いるようなのですが、その辺一体、
どうなんですか、非常に選択の自由と
いうことは、このエネルギー政策の重
要なように言われるのですが、その辺
非常に矛盾しているように思うのです
が、いかがでしよう。これは私はさ
た、この選択の自由といふことが、
米・英の消費者が自由に選択をするべ
きだということが、ソビエト石油のほ
うは、選択の自由がない、入っている
ただ石油と石炭だけの、この選択の自
由になってしまって、これもまた、國
内産業に好ましくない影響を与える、
国際石油資本がシェアを拡大する非
常にいい口実になりはせぬかと思つ
ですが、いかがですか。そうなると、
ソビエト石油にも、もとと自由を与え
ていないと、その辺のつり合いがとわ
ぬようと思うのですが、いかがです
か。

すね、合弁会社の形をとつておるわけ
でござります。この会社は、アラビア
石油の引き取りの例外はござりますけ
れども、その例外を除きますと、特定
の相手から購入を現実にやっておるよ
うでござります。現実は、そなつて
おるわけでござります。この割合が全
体の約五〇%くらいではないかと考え
ております。

それからそのほかの会社でございま
すが、これは外国の資本が入つていな
い、いわゆる民族系の精製会社と申し
ますか、これは数社あるわけでござい
ますが、この民族系の会社の購入はど
うなつておるかということをございま
す。これは買手のほうから申しますと、
ある程度安定をして長期取引きをす
るほうが便利でござります。そういう
問題がありますと同時に、外国石油公
社から、低利の長期の資金を借りまし
て、これはまた、借りる側からいふと、
それだけのメリットがあるわけござ
います。そういうものを長期購入契約
とローンを受けるという契約を結んで
おる会社が相当大部分を占めておりま
して、その比率が、どのくらいになつ
ておるかは契約上明らかでないわけで
ございますが、まあ一、三割くらいは
占めておるのではないか、二、三割で
はございませんね……。したがつて、
そういう長期契約なり外資提携との関
係で購入を特定しているものを除きま
すと、これはスポット買いということ
になるわけですねけれども、スポット買
いといふのも、これは適にいえば、不安
定な購入でございますので、その辺は
利害いろいろあるわけですねけれども、
実情は、そういうことになつておるわ
けでござります。ソ連の油を購入して

多面的な経済の演技をしたというのでイタリアが受賞だと、その次に日本が最も大胆な行動をとった賞、最も大胆な行動をとった賞というのは、それが国際收支の重大な危機にかかわらず、自由貿易と経済の拡大を積極勇敢にやつた、まあ常識を越えた、決してほめた意味ではないわけであります。そういう賞が日本に当たると、こういう点で、私は、この石油を自由化されたが、準備のない自由化じゃないか、社会党も自由化することには賛成なんです。しかし、準備のない自由化といふものは、いかにIMFの勧告があるうが、ドイツのこときは主要な産業といふものは勧告を受けてから三年も、イタリアでも二年も自由化していない。自由化の義務の免除条項を発動してやつて野放しで非常に心配なんですが、特にそうした際にエネルギーの構造変化もあり、自由化という経済情勢の変化等もあって、やはり国産原油あるいは準国産原油といふようなものが自由化で相当な打撃を受けるのですが、やはり国としてはそういうショックに対しても、やはりそれを緩和する施策を伴うということだが、この法案じや出てこない。あるいはこの供給計画のところに出るかもしませんが、直接的ではなくて、やはりそれを緩和する施策を伴うといふことで、やはりそういう特殊原油対策をとらぬこの法律は自由民主党のエネルギーに関心を持たれる人でもざる法律は、エネルギー政策としては十分でないと、まあイギリスのフィナンシャル・タイムズの大膽な賞というのには、

にこしたことはないでしょう。ただわざと勢が整わぬから、本腰で開発もなかなかやれない、政情不安な北スマトラでやりにくい、こつちではまた精製施設を持たぬ弱みでたたかれる、こういう問題は、まあこの法律を施行されてみて、いろいろ入るところは入ってやれるんでしようが、差し迫った十月という自由化を控えては、かなりこの自由化のショックをどう調整されるか、特に国産原油等については、なかなかめんどうじきないか。これは資金難のときに出資をして、また高い石油を買われるなんじや困るという、そういう立場もわかるんです。それからせっかく割り当てたものをふたをして、それを十分もとれぬといふようなことは、直ちにそれを考へることは飛躍じゃないかと言われますが、事態の差し迫ったことを考へると、私は必ずしもそうではないと思うんですが、政府は最初にこの業法案と買い取り機関の二本立て行くやに聞いておったんですけど、それを持ち込まれたのはいかがでしょ、單なる符節でしようか。

○委員長（武藤常介君） ちょっとと速記をと
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（武藤常介君） ちよつと速記をと
ります。

第一にかかった、そうして中間報告にまづ
ありますその他の部分については、研
究を進めていくというのが現状でござ
ります。

どの程度得るか、こういろいろなこと
も一つの研究課題であった、かように
思いますので、業法を作ることにまづ
第一にかかった、そうして中間報告にまづ
ありますその他の部分については、研
究を進めていくというのが現状でござ
ります。

て。 他に質疑はありませんか。——他に
御発言がなければ、本案の質疑は、本
日はこの程度にとどめます。

〔速記中止〕
○委員長(武藤常介君) 速記を起し

○委員長(武藤常介君) 次に、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する

法律案、下当景品類及び不当表示防止法案、以上二案を便宜一括して議題とし、政府委員より内容の説明を聴取い

たします。

一部を改正する法律案につきまして
は、先ほどの二、三の二二八の問題

は、審議院において修正が加えられておりますが、右の修正点につきまして

は、便宜上政府委員から説明を聴取することといたします。

○政府委員（小沼亨君）　御説明申し上
げます。下請代金支払遲延等防止法に

つあましては、政府のほうで現在下請代金につきまして現事務省、支局、三

積金は「うきや」で新事業者が支拂いにつき守らなくてはならない四項目がござりますが、これに付しまして三項目

不當な買いたたきをしないこと、それが第一点。第二点は、下請事業者の給付の内容を均質ならしめるために、必要なある等の場合を除いて、親事業者が購入を強制させではないこと。第三番目には、親事業者が、下請事業者が公取ないし中小企業長官にいろいろ親が命令したことに対してしまして異議を申し立てるというような場合に、これに対しても、それを理由に不当な扱いをしてはならない。その三項目を追加したわけでございます。これが提案の趣旨でございますが、これに対しまして衆議院で修正を受けたわけでございます。その修正の趣旨といつましても、この政府案に對しまして、はつきり法律の中にある下請代金の支払いを給付を受領した日から六十日の期間中に、かつ、できるだけ早い期間内において支払わねばならないということで、支払い期日を法定した点でございます。そういたしまして法定しました関係上、その法定期間を越えて支払いがなされなかつた場合におきましては、公正取引委員会の定める一定の利率の遅延利息を支払うということを法定いたしたわけでござります。それに伴いまして所要の字句修正を加えた、これが衆議院における修正でございます。

しようとする傾向が顕著になり、一揆消費者の商品等の選択を妨げ、公正な競争秩序を擾乱しておる傾向にかんがみまして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例を定め、不当な景品つき販売及び不当な表示について効果的かつ適切な規制を行なふこととするものであります。

○委員長（武藤常介君） 引き続いて両案について質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○近藤信一君 私は下請代金支払遅延等防止法案がただいま議題になりましたので、まずその点から御質問いたします。

下請代金過延等防止法は、資本主義社会で弱い立場にあるいわゆる下請業者、そうした弱いものの利益を守るために立法であることは大臣も御承知のとおりだと思います。しかし、この法案が從来ざる法だといわれておる。これはわが党でも幾たびか改正意見を述べていたものでござります。今回公取で幾分強化するような改正案を出されまして、衆議院ではこれが三派共同修正、こういう形で一段と強めることができるとの努力に対しましては、私ども敬意を表するものでございますが、これららの改正や、修正でも、ほんとうに下請業者の利益を守っていくことができるかどうか、その点は私まだ若干の疑問があるのでござります。その意味でこれから質問をしていくわけでございますが、まず、公取委員長に何いたいのは、この法律は、建前として第四条で順守事項といふのを幾つかきめられております。親事業者が順守すべき事項、すなわちやつてはならない事項をきめたのでございますが、しかし、これを親事業者が守らない場合でも、別にその親事業者に対するところの制裁規定というものがございません。そこで、この第四条違反の罰則がないということは、これは幾らこの法案が改正されても、今後もいろいろとこの問題は統していくのじゃないかと思うのです。わざかに第七条で公取の

勧告があればというような勧告事項と従わない場合に、公取はその旨を公示して社会的な制裁を加える。こういうことになっているわけであります。別にその罰則規定というものがないということになるわけなんです。このよくなことで、本法の実施以来、下請代金の支払い遅延を防止するために効果が上がっていると考えておられるのかどうか、この点お伺いしたいのですが、また、従来第七条による勧告なり、公表を行なった実例があるのかどうか、この点についてもあわせて御答弁を願いたいのであります。

○政府委員(佐藤基君) この法律が罰則もないわゆるざる法じゃないかといふ趣旨の御質問であります。私どもこの法律ができるから五年になります。その運用の跡を顧みますといふと、これによって相当親子の関係が是正されまして、下請業者が保護されたというふうに考えております。もちろん十分かどうかという点はまだ疑問はありますけれども、相当の効果は上げておると思うのです。

それから次の七条による勧告及び公表の問題であります。公表につきましては、従来の実績におきましては公表しなくとも大体目的を達しておるのでは、公表ということはやつたことはありません。勧告につきましては、この法律によって若干勧告したことはあります。しかし、ごく最近におきましては、法律上の勧告でなしに、事実上行政指導の意味の勧告で大体目的を達しております。なお、この法律について罰則がないという点であります。この法律は独

禁法のいわゆる不公正取引の関係についての特別法でありまして、その行為はどこまでも不公正取引でありますからして、勧告に従わない、すなわち不公正取引が依然として行なわれておる場合には、独禁法の一般原則によつて処置することができるものと考えております。

○近藤信一君 今まで公表はしたことないが、勧告はした例があると。しかし、私が多く知つておる実例として、今度の改正案の中にはこの第七条に入つておりますので、たとえば親事業者が、下請業者の労働組合が自分のところの組合と違う。それからその親事業者のほうが、どうもあの労働組合は気に食わないから、あの労働組合がある以上はお前のところには仕事をやらないぞ、こういう圧力を加えるわけなんです。そこで労働組合としては、やはり小さな工場でございまするから、自分の工場主がそう言えは、これもやむを得ないだらうということで、泣く泣くその上部団体の労働組合を脱退する。こういう実例を私は多く見ておるわけなんですが、こういう点は、あなたのほうはどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(佐藤基君) 労働組合の問題は、この法律では直接関与していないのじゃないかと思います。この法律は、要するに下請業者と親事業者の関係であつて、しかしてその関係はやはり不公正取引と申しますか、親事業者がその優越した地位を利用して下請業者に不当な圧迫をするという点であります。それはどこまでも取引関係を中心として考えるべきものだと思いま

○近藤信一君 取引関係だけを考えておられる、こう言われますが、実際親工場と子工場、いわゆる下請工場との取引ですね、それが労働組合が気に食わないからと言つて事業をさせないと、いうことになれば、これは事業に対し不利益な取り扱いをするということに当たはまると思いますが、その点どうですか。

○政府委員(佐藤基君) 労働組合の例もありますが、たとえばお前のところの細君が気に食わないから注文を出さぬという、極端な場合そういうところまで及ぶのであります。やはりこの限界というのは、取引関係を中心と考えるべきじゃないか、その取引関係はどうまで及ぶかという認定の問題になりますが、労働組合の問題が直接取引関係というのは、ちょっと研究しないとむずかしい問題だと思います。

○近藤信一君 私は労働組合を公取委員長にどうのこうの言つているのじゃない。たとえば三菱重工の下請工場に、三菱重工の親工場のほうで、お前のところの労働組合は総評に入つているから気に食わぬから、したがつてお前に対するところの下請事業はさせないということで、事業面に圧力を加える。そうすると、やはりその下請業者は親工場から仕事をとめられては困る。これは結局不利益を与えるということになつて、取引関係に大きな影響があると思うのだが、この点はどうか。

○政府委員(佐藤基君) なかなかむずかしい問題ですけれども、お前のほうでもつと安くやってくれとか、もつと早くやってくれとか、そういうふうな事業に直結する関係ならばやむを得ない

いと思いますが、労働組合のことを理由にすることは、下請業者は法律的には聞く義務も何もないのです。むしろ、これは労働関係法規で規制すべきものだと思いますが、下請代金支払遅延等防止法の範囲でやるということは、それだけでは、なかなかむずかしいのじやないかと思います。何かそれに関連して、ほかに条項でもあれば別だけれども、ただお前のところの労働組合は総評に入っているから注文しないといふだけでは、ちょっとこの法律でやっていくことはむずかしいのじやないかと思います。

○近藤信一君 この問題いつまでやつておつても私とあなたと見解が違うのですが、もっとそういう点を改正する必要があると私は思う。昨年來の金融引き締めに伴つて特に大企業の金詰まりが深刻になつてきております。このことは大臣も御承知のとおり、大企業自身の金詰まりなんかは支払遅延や手形期間の長期化という形でこれは出てくるわけなんです。特にこのごろ新聞に出ておるのは、合戻手形だとか七夕手形ということがいわれておる、だんだんと手形も伸びてきておる実例もあるわけです。関連下請事業にそういう関係ですとしわが寄せられてきりまするのが今日の現状なんです。

そこで私は、通産大臣お見えになりますから通産大臣からも御答弁を願いたいと思いますが、この支払遅延を防止するためといふな消極的な手段ではなかなか解決しない、むしろ支払いを促進させなくてはならぬ、こういうふうに私は思うのですが、そうした点で支払いを促進するというふうな御処置がとられているのかどうか、この点いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ちょっとお話をうかがいたいのですが、いわゆる経常取引、通常取引といふか、そういう取引の秩序を確立するということは、これは一般行政の目的でござります。あえて法律を作るという筋のものじゃないと思います。問題は、通常取引、経常取引がなされない、それが金融引き締めその他の関係からきてるも

のを防止するといいますか、遅延防止
それが今回問題になつてゐる。かうやう
に私は考えますが、これはいかにも消
極的なようでござりますけれども、経
常の取引そのものはこれは積極的な
般行政の面として指導すべきだ、かよ
うに考えております。

の御質問よく伺つていなかつたんです
が、私のほうとしては、要するに親事
業者と下請事業者との関係が円滑にい
けばいいと思つておるので、この法律
はその円滑を阻害するような消極的な
要素を取つて、一方、監督で、とこ

要するに見て、これ以上の趣旨で、その
限度であつて、それ以上積極的に親事
業者と下請事業者の関係を円滑にする
ということは、この法律の直接的目的
にはなつていいない、たとえば資金的援
助をするとか、親事業者に対するいろ
いろの資金的その他の援助をするとい
うようなことは、この法律とは直接関
係がない、こう思つております。

○近藤信一君 なぜ私がそういうことを聞くかというと、過日、私がある大

企業の専務といろいろな話をしたとき、に、その専務の話は、実際計算面で会社は黒字だ、ところが実際の金がない、なぜそういう結果が出てきておるかというと、不動産に今どんどん投資をしておる。したがって手持ちの現金というものはないのだが、実際は、帳面の上では金はあるのだ、金はあるのだが実際の金がない、そういうことが理由で赤字だ、いわゆる金がないと言つて、下請代金をなかなか支払わない、こういう事実も相当あるわけなんですね。そういうの金、現金はないから、もしれないけれども財産はあるわけなんで、当然これは支払わなければなら

ぬ、下請に対して。そういうことを

今日の状態だと私は思うのです。だから私は、やはり遅延防止なんて、こういうなまぬるいことではなくして、やはりそういうのは、どんどんと支払うべきものは支払わせる、こういう積極的な方針をとらなければならぬと思うの

○政府委員(佐藤基君) 金銭債務でありますからして、理由のいかんを問はず支払うべきものである。これは民法の原則であります。が、われわれのほうへといたしましても、支払へ至延と、

うことが起つておりますといふと、どういうふうな原因でどの程度で起つてゐるかということを、親事業者について十分調査いたしまして、支払いを促進するような事実上の勧告と申しますか、ということを行ないまして、相当の効果は上げておるのであります。

○近藤信一君 現状は、あなたのほうはそういう訴えがあつて初めてそれを

調査するといふやうな仕組みだから、いつまでたってもこの問題が解決しない。そういう訴えがなくても、積極的にそういう面は公取なんかが調査なりに査察して、そらして支払いを促進させる。こういうことを私はせなきゃならぬと思うのですが、この点はいかがですか。

から調査表を出ししまして回答を受け
る。七の回答で二つりま、一二の見事達

その回答は、必ずしてこの新事業者が適正な支払いをしておるかどうかということを調べまして、その結果不適正なものについて調べるというのであります。私のほうから積極的に調べております。ただ、七千五百の親事業者に對して千五百がいいかどうかといふ

う問題は、七千五百金全部調べるところまで予算等ができればなおいい、こういうようだと思っております。

○委員長(武藤常介君) 速記を起こし
て。
○近藤信一君 下請代金について、政
府関係の金融機関では商工中金の役割
が非常に大きいものであります。そこで
商工中金で比較的よく下請業者の受け
取り手形を割引しているわけです。下
請業者といたしましては、まことにそ

ういう点は喜んでいるわけなんですが、しかし、商工中金でも資金が少ない

ために、なかなかワクを大きくできない。むしろ今年のようく五月危機とか六月危機とか、こういうことが盛んにいわれておる。で、商工中金の資金源を大いにこれは強化しなければならないと私は思う。このことは、過日中田委員からも、国民生活研究所の基金を商工中金に委託して云々という意見が述べられたわけです。そこで一億円でも二億円でも、私は資金源をできだけ多くしてもらいたい。今年のような特別の年は、やはり年末よりも七月決算、このときのほうが私は心配になつてゐると思うのですが、この点の御配慮について、政府は今何か考えて

おられるかどうか、この点大臣から伺
へまことに。」

○国務大臣(佐藤榮作君)　この中小企業金融、下請代金をも含めてですが、中小企業金融に対しては、特に留意をして参りまして、一般経済の調整期に入り、金融引き締めということではございまが、一つか二つある局、皆に對して

の保護は十分にしようとして、昨年の暮れ以来特別な処置をとつて参りました。私は、中小企業金融は比較的順調に推移していくのではないか、実はかように見ております。しかし、

たたしまの金融引き継ぎがさらくら引き続いていく、こういうことになりますと、私どもが予想しないような状態が次々に起こりはしないか、こういうふうに思います。

の近代化等についての資金なども、
年度において見る、また、下請代金の

関連になりますと、親企業との関連において特に留意していかなければならぬ、かように思つております。で、いわゆる三公庫の資金といふものは、予算で御審議をいただいて、今財政投融资の金額もきまつておりますけれども、これの使い方等によりましては、時期的にさらにも手当をする、これはもう当然のことであります。そういう意味で、絶えず情勢をつかんで、正しい認識のもとで金融政策は立てる、かような考え方でございます。ただいま月が変わつて年度が始まつたばかりでござりますから、今すぐどうするということは申し上げませんが、必要な措置

は、必要なときがくれば、これは講ず

○近藤信一君 この法案とは直接関係はありませんが、関連してちょっと御質問しますが、下請代金と直接関係のない問題ですが、特に今設備近代化のものだ、かのように御了承いただきたいと思います。

資金ということが盛んに連席者でもいわれておる。で、中小企業庁のほうに伺うわけですが、これは三つに分けてお尋ねいたします。

点。それから第二は、金額が少な過ぎて、なかなか近代化にはすぐ間に合わないということ。第三に、府県によつて方針が異なつて、業者が困つてゐるという点ですが、第一点といたしまして、近代化資金の出し方がおそいといふことが、これは非常にどこでもわれわれ聞かされることなんです。実際に

借り入れを申し込んで、この金が百元に入るには半年以上もかかる。ときに

よりまするとそれが翌年に回つてしまふ。こういうことになつて、実際資金の要るといふものは、近代化をしなければならぬということと、早くほしい。したがつて買はばかりの契約をして、すぐ金が入つてこない。そこで、その金が間に合えば買うが、間に合わない場合は、これはどうしても自分の金でこの機械を買わなければならぬ。これでは実際に近代化資金を借りようとする人たちが借りることができず、資金を持つている人が借りられるような結果になるのじゃないか。近代化資金の本来の要旨と、この点は全く反することになるのではないかと思ふのです。もつと早

く何とか貸し出しをできるように、手続も簡素化する。このことは中小企業金融公庫法でも同じことなんで、この点、私ども、かつては盛んにやかましく言つて、今非常に早くなつたようにも聞いておりますが、近代化資金については、この点がなかなかややこしくて、手続上の問題なんか非常にむずかしい。こういう点についてどのように考えておられますか。

○政府委員(大堀弘君) 設備近代化補助金の支払いにつきまして、非常にお

くれているという御指摘でございまして、この点、実は昨年県の仕事を預か

りましてから、そのお話を耳にいたしましたので、急速流れを全部チェック

してみたわけですが、実は昨年審査基準が相当変更になりました。

従来県にまかせておりましたのでござ

いますが、多少やはり国の無利息貸付をいたしますについて、無利息の貸付

をいたしますから、利潤の面から見て非常に条件の悪い企業に対しても貸し付

ける、非常にもうかつておる事業にはこの資金はあまり回すべきではないと

いう方針によりまして、通産局において県の処置を相当まあチェックして

おつたような関係もあつたかと思いますが、昨年は実はだいぶ御指摘のよう

に実際におくれておりますので、私ども

これではいかぬということで、三十七

年度の施行につきましては、現在部内で督励をいたしまして、大蔵省の折衝

その他におきましても準備をすこしも

ういたしております。今年度からは運営についてぜひ改善をいたしたいと努力をいたしているわけでございま

す。私としましては、これは確かに今までおせいことがあったということを

考えておられますか。

○政府委員(大堀弘君) 第二点として、近代化

資金が、一件当たり三百万円で抑えら

れていますが、今日の状態のもとにおいては、こ

れは少な過ぎるのではないかといふ

うに思うのです。たとえば簡単な工作機械を一つ買うにも、これはすぐに五

百万や一千方は要つてしまふ。ことに生産も合理化して、そして設備を近代化しよう、こうしたことになります

ので、勢い高くなつてしまふ。こうし

た技術革新に即応させるような、一件

当たりの金額といふものは、この三百

万円で押えるのでなくて、もっと高く

貸付できるような方法が講じられない

ものかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(大堀弘君) 一件当たりの

貸付金額を引き上げろという御要望が

あるわけであります。この点につきま

しては、私どもとしましてはこの制度

が、どちらかといいますと、きわめて

まあ零細な生産事業に対して貸付をす

る、相當大きなものになりますれば、

できればやはり金融ベースで中小企業

金融公庫なり、あるいは商工中金等の

金を利用して設備をやつしていくとい

うことで、この一般会計から出します設

備近代化補助金につきましては、ど

ちらかといえば、やはり零細のところ

に重点を置いていかたいという考え方

で、この金額がうんと大きくなります

れば、また考え方をざいますけれども、先ほどお話をございましたよう

に、本年度三十七年はまあ三十五億円

に増額になりました、数年前に比べま

すと、格段の開きでござりますが、現

に見ますと、金額としてはきわめて

実際には、多少事情が違つておるが

うに考えておる次第でございますが、現

に思ひますと、金額としてはきわめて

実際には、多少事情が違つておるが

うに思ひますと、金額としてはきわめて

実際には、多少事情が違つておるが

そういうことのないよう統一した方向へあなたのほうで御指導していただきたいと考えておりますが、この点はいかがですか。

員に入つておりますけれども、現在のところは、中小関係の代表者というような人は入つてない。中小企業に非常に明るい学識経験者というのに入つて

人たちを入れかえるという考えはないのか、この機会にちよつと承って、今後こういう問題についてどういうふうに進んでいくのか、それを聞いておき

のこうのと言わわけではございませんが、その後その人のいろいろな実績を見ますと、どうも中小企業の問題に明るく、どうやらあくこなこば……。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はありますか、——他に御質疑がなければ、両案の質疑は、本日はこの程度ことじであります。

○政府委員(大堀弘君) 御趣旨の点は
私ども全く同感でござりますが、た

ない。これは中小企業界でも従来非常に強く要望しておる問題ですが、この

たいと思うのです。
○政府委員(大堀弘君) ただいま川上

私が当時そういう人を推薦したこと

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十七分散会

だ、運用の面では、国が一出しますと各府県においてまた同じ額を予算から出ししましてやるという建前で參つておられますけれども、県によりまして、多少やはりその辺の事情が違つて、歴史的な事情もございますが、東京都あたりは国の補助は出しておりませんで都だけでやつてはいる。今日まで。そういうことをございまして、そのそれぞれの府県の会計その他の事情もございまので、全部を統一するということは困難かと思つておりますが、ただ運用の方針につきましては、私どもとして

問題について中小企業庁なりあるいは通産省はどういう努力を払ってきたのか。もちろんこれは私は長官に質問するのはどうかと思って、まあいつか大臣に話をするか、あるいは予算委員会などで、さっきも言いましたように機会を見て強く質問しようかと、こう思つていたのですが、今度の国会ではそういう機会がなかったものですから、その問題をきょうはどの程度今まで努力されてきておるか、それをひとつ聞きたいと思います。

先生から御指摘の点は、私もやはり重要な審議会、委員会等には中小企業の意見を反映できる人が委員として入っておることが望ましいと考えまして、関係の委員会について、部内で検討してみたこともあるわけでござります。ごく最近の問題といたしましては、資金審議会におきましても、なかなか人選等が、過去の経験等もございまして、個別にはいろいろ御批判がある場合もあるらうかと思ひますけれども、実は中小企業の代表の数もふやしていただいている。税制調査会におきましても

ですが、そういう人がいつまでもかわらないといふことは、これはやはりまずいんじゃない。私は今日はこういううえ上においてかつての不名誉を申し上げるわけではございませんが、やはりそういう人たちの今日までのその委員会における中小企業金融問題等について、よく検討されたのは、かえるべきものでは早くかえるべきならないかというふうに私は考えますから、そういうような人たちは、確

はやはり練一してやるべきだ。かよら
に考えておりますので、今後その点に
ついて十分御趣旨に沿うように努力し
て参りたいと考えております。

した金融制度調査会とかあるいは資金審議会とか、あるいはまた政府の税制調査会、そうした方面にはほんとうに中小企業を代表するような、ほんとう

も、もちろん中小企業の代表といふ方が入っておられるわけですが、最近の例といたしましては、米備審議会、これは從来入っておらなかつたのでござい

当な時分に、もつと経験の深い、もつと努力するそういう人にぜひかえらるべきだと、こういふことを特に申し上げておきます。

○川上為治君 ちよどい機会であ
りりますから、二、三中小企業の長官
に要望しておきたいと思うのですが、
私は予算委員会で大蔵省にこれは強く
要望し、また質問をしようと思つて
いたのですが、いろいろな審議会です
ね、たとえば資金審議会とかあるいは
金融制度調査会とか、あるいは日銀の
政策委員会とか、こうした方面に、中
小企業の代表者といいますか、中小企
業問題について非常に明るい、いわゆ
る学識経験者というような人が入つて
ない。日銀の政策委員を見ましても、
全然そういう人は入っていない。大企業
の代表とかあるいは農林関係の代表と
か、そういうような人は日銀の政策委

に中小企業の問題について明るい、そういうような人が私は入っていないんじゃないかなと、そう考えるのです。今の金融制度調査会あたりについても、どうもそういうふんとうの意味の学識経験者というものが入ってない。また、中小企業を代表するという人が入っていましても、どうもその人は必ずしもそうではないのだと、私は、現在入っておる人の中で、名前はあえて言いませんが、むしろ中小企業を痛めつけておる大企業家みたいな人が、中小企業の代表として入っておるという点について、今まで企業庁はどういう努力をされておるのか、またそういう

ますが、中小企業の代表の方も参加していただきことになつております。さらには通産省に新しくできます電力審議会におきましても、特に中小企業の代表を入れるという要請をいたしまして、これを一名入れることにいたしております。私どもいたしましては、そういう方向へ個別に努力して参りたいと考える次第でござります。

○川上為治君 そういう努力をされていることはまことにけつこうですが、実はこういふ機関の中に、私が中小企業厅においてましたときに入れられた人が、今も、いつまでも委員をやっておられるが、決してそういう人をどう

なお、日銀政策委員の問題は、これ
はあるいは大蔵大臣あたりに話し合
をしなければならない問題だと思いま
すので、私は適當な機会にぜひとも
れは強く要望したいと思うのです。何
と申しましても、輸出貿易から見ま
ても、人口構成から見ましても、あらゆる
点からいいましても、中小企業とい
うのは、非常に大きなウエートを持つ
ているのですから、その眞の意味の代
表者また同時に非常に明るい人が、私
は日銀の政策委員に一人は入っている
のが当然だというふうに考えますが、
これは中小企業庁長官のほうから権力
努力していただきたいということを要
望しておきます。

昭和三十七年五月四日印刷

昭和三十七年五月七日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局